

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 381

四七四 秋田118 禅林寺(統) にかほ市院
内字城前七五(令和元年九月一二日)

〈文書〉

52 「御触写」 状一通(断簡)

天保一四(一八四三)年七月。嵯峨法輪寺
堂舎大破に付き、諸国勸化の繪旨が下され勸
化の役僧が相廻ること。諸寺社触頭分は触頭
より取り集めること。『幕末御触書集成』一
五五一に所収。

153 奉御請候事 状一通

天保一四年一月一七日、三森村高昌寺よ
り御本山禅林寺御役寮宛。諸寺院僧侶破戒取
締方の処。拙寺女人は実母のため一切指置し
ない旨、後日請書一札差し上げる旨。高昌寺

(にかほ市三森字浜田)は当寺末寺。
154 「差上申寺例証文之事・差上申世寿法臘
時代書之事」 状五通
以下(1)~(5)を貼り継ぐ。

(1) 差上申寺例証文之事 状一通

天保九(一八三八)年七月、小国村陽山
寺万貞より禅林寺御役者中宛。平生の勤行
怠慢にせず、境内山林竹木を猥りに伐採す
ることや、寺附の田畑や祠堂金、常什物を
帳面の通り請け取る、医術卜筮など俗家渡
世の非業をしないことなど、住持するにあ
たって種々の契約を列記する。万貞はにか
ほ市小国字南野の陽山寺二世松壽萬貞
(一八五九寂)。陽山寺は当寺末寺。
(2) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

天保一五年(一八四四)正月、小砂川雲
昌寺春芳より御録山禅林寺御役寮宛。出
生・剃髪・首座職・嗣法・初住などの経歴
と法類俗縁に御咎を蒙る者がいないことの
証。春芳はにかほ市象潟町小砂川字砂畑の
雲昌寺二〇世梅林春芳(一八六五寂)。

(3) 差上申寺例証文之事 状一通

天保一一年(一八四〇)一〇月、羽州由
利郡仁賀保中野村快禅寺天岩外二名より御
本山禅林寺御役寮宛。平生の勤行怠慢にせ
ず、境内山林竹木を猥りに伐採すること
や、寺附の田畑や祠堂金、常什物を帳面の
通り請け取ること、医術卜筮など俗家渡世
の非業をしないことなど、住持するにあ
たって種々の契約を列記する。天岩は当寺

末のにかほ市中三地字堀ノ内の快禪寺二六
世天巖祖明(一八八五寂)。

(4) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

文政三年(一八二〇)一〇月、小国村陽
山寺興順より禪林寺御役寮宛。出生・剃
髪・首座職・嗣法・初住・転衣・結制初会
興行などの経歴と法類俗縁に御咎を蒙る者
がないことなどの証。興順は陽山寺一九
世達宗興順(一八二〇寂)。

(5) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

文政三年五月、羽州由利郡小砂川村雲昌
寺徹門より関御三利御役者中宛。出生・剃
髪・首座職・嗣法・初住・転衣・結制初会
興行などの経歴と法類俗縁に御咎を蒙る者
がないことなどの証。徹門は雲昌寺一五
世徹門正道。

155 関三利申達 状一通

天保一五年(一八四四)二月、羽州仁賀保
禪林寺宛。寺院の後住の入院にあたっての实
状の問題を取り上げた上で、昨年六月一八
日、寺社奉行より触頭に対し国僧録並びに三
法幢地の住職には学徳戒行を備え三出世成就
の者とすべき処、今時未熟非学の者が住職し
ていることから、古来風儀に違き宗風衰廃す

ると説諭され、宗務改革を御奉行所を届け出
たとのこと。修学弁道に相い励み宗風を挙揚
して、万一未熟不相応の僧が住職すべきでは
ない旨。

156 乍恐以書付奉願上候 状一通

天保一五年六月二七日、快禪寺外一名より
禪林寺御役寮宛。開山三百五十回忌正當にあ
たつての大法会興行に付き、報恩授戒会執行
にあたり尊山大法丈を戒師に拝請する旨。快
禪寺(にかほ市中三地字堀ノ内)は当寺末
寺。

157 大中寺鑑司書状 状一通(一部欠)

弘化二年(一八四五)三月、羽州仁賀保禪
林寺方丈侍史宛。関三利の一、大中寺(栃木
市大平町西山田)の江戸宿寺である天暁院
(現在、廃寺)が類焼したことにもない、
勸化扶助を配下寺院に願う旨。本文中の「当
正月廿四日青山より出火ニ而當宿寺致類焼」
の記載より年代比定。大中寺(文書)117(曹
洞宗文化財調査委員会編『曹洞宗文化財調査
目録解題集六 関東管区編』五七七頁(以下
『解題集』と省略))および横関了胤(『江
戸・時代』洞門政要(東洋書院、昭和一三
年)の二四頁参照。



〈文書〉155 関三利申達(首部)

158 〔差上申寺例証文之事〕 状一通（前欠）

弘化二年四月、平沢駅龍雲寺雲溪外二名より御本山禅林寺御役寮宛。住職するにあたり、寺附の田畑並びに新旧の什物を帳面通りに受け取ること、医術卜筮など俗家渡世の非業をしないことなど種々の契約を檀那加判の上証する。雲溪は龍雲寺一九世曹嶽雲溪（一八六九歿）。

159 大砂川龍泉寺且中寺中乱妨等々一条記一冊（一部欠）

弘化二年六月九日より二八日。寺中における檀那との乱妨の一件について、龍泉寺昌山長老との詳細な当寺との文書の留書。

160 童龍臥雲書状 状一通

（弘化二年カ）季夏（六月）、羽州仁賀保禅林寺宛。大中寺宿寺天院の類焼に対する方金への報謝の旨。文中の「当春弊刹就類焼」の記載より年代比定。臥雲は大中寺四二世（一八七〇歿）。大中寺〈文書〉117 〔解題集〕五七七頁）および『江戸・時代』洞門政要』の二四・九三〜四頁参照。

161 〔御触写〕 状一通（前欠）
以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

寅年（弘化二年）正月。奥州道中鍋掛宿につき、人馬賃銭割増のこと。これまで一〇年にわたり一割五分増であった上に今後五カ年三割増とし、都合五年四割五分増とする奥書有り。

(2) 御触

弘化二年八月。灰吹銀その他潰銀類は、銀座並びに下買の者に売り渡し、他所にて売買することを禁する旨。また銀箔は京都市方職人以外は他所にて打立してはならないこと。『幕末御触書集成』四一二七に所収。

(3) 御触（前部及び全体の上部欠）

弘化二年四月。東海道平塚宿、白須賀宿、岡崎宿、知鯉鮒宿、鳴海宿、亀山宿、水口宿、石部宿、及び庄野宿、草津宿、更に桑名宿、それぞれの割合に応じて人馬賃銭割増のこと。上部欠の為、具体的な割合については判読不能。

162 諸寺院并取持帳 横帳一冊

弘化二年九月普山日
普山にあたっての寺院の接待について列記し、末尾には菓子・油揚げ、まんじう、砂糖



〈文書〉155 関三判申達（中部）

糖、豆腐などの数量を記す。

163 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

弘化二年五月。阿州壺井権現八幡両社務の多田大学より社頭その他、神器、道具、建物大破に付き修復助成の旨。摂津・河内・和泉・阿波・淡路・讃岐・播磨・出羽の八カ国並びに御府内武家方万石以上、以下家中迄、寺社、町在など、三カ年勸化御免となり、多少によらず寄進すべきこと。

『幕末御触書集成』一五五八―(二)に所取。

(2) 御触

弘化二年七月八日。鎌姫君様御病氣の所、御養生叶わず御逝去。御機嫌伺に及ばず、普請・鳴物も御構無しとのこと。鎌姫は將軍徳川家慶の一二女。『幕末御触書集成』一一七〇に所取。

(3) 御触

弘化二年七月。新板書物の内、天文・暦算・世界絵図は天文方に草稿を差出し、蘭書翻訳、蘭方医書は天文方山路弥左衛門方へ草稿を差出し差図に任せ、彫刻ができて

ば一部づつ同所へ相い納むこと。『幕末御触書集成』四七二二に所取。

(4) 御触

弘化二年七月。灰吹銀その他潰銀類は、銀座並びに下買の者に売り渡し、他所にて売買することを禁ずる旨。また銀箔は京都箔方職人以外は他所にて打立してはならないこと。『幕末御触書集成』四一二七に所取。

(5) 御触 弘化二年一〇月

越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、百石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官勝田次郎、高木清左衛門方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。なお末尾に支配下寺院へ残らず相触れるべき旨の達書有り。

(6) 御触



同右 (尾部)

弘化二年一〇月

古金銀本年一〇月まで引替するよう相触ていたところ、今以て引替残も多く貯め置くことを禁ずるも、遠国辺鄙等は引替が行き届かないことから明年一〇月までに引替すべきこと。『幕末御触書集成』四一・二九に所収。

(7) 御触

弘化二年二月。当年八月に人相書にて相触れた悴・娘を殺害した者について、召し捕った旨。『幕末御触書集成』五〇・四一に所収。

(8) 関三利達書

弘化二年二月、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

164 告達 状一通

巳年（弘化二年）一二月、関三箇寺より羽州仁賀保禅林寺宛。副達有り。三法幢会地入院の節、世寿法臘出世などの経歴を関三カ寺に届け出るべき処、不届にて不埒の者がいることから、入院披露を済ませば早速法臘書を差し越すべきこと。首座円鏡について高祖の家訓に認方定め居る処、近年乱雑になり甚だ

納得しがたいことから、今般永平笠山の清規に基づき相定め別紙雛形の通りとすべく、三法幢会地に雛形を置き初会興行の寺院に指揮すべきこと。後住約議の年限を堅く制止する処、近年分明に違っていることから今般の触達にて向後後住約議は七年限として住職すべきことを簡条にして記す。副達として永平寺五九世眺宗観禅師が勅特賜禅師号を下賜され参内した旨が記される。

165 告達 状一通（後欠）

（弘化二年）。天明年間に類焼に遭った道正庵が未だ再建できず、来々未年に相当する六百回忌法会にも差支えるに付き、一派総寺院に助力を願う。三年前より越能両本山、関三利に頼出で両本山から添書を得たので、子細副書とともに支配下寺院に告達を求める旨。

166 御触写 状一通（前後欠）

以下の御触を巻紙に写す。
(1) 御触

弘化三年（一八四六）一〇月二五日。青山大膳亮、内願の通り寺社奉行御免のこと。青山大膳亮は丹波篠山藩主青山幸哉（一八六三没）。



〈文書〉 164 告達（首部）

(2) 御触

弘化三年二月。河州菅田八幡宮本社その他大破に付き、諸国勸化のこと。多少によらず来年より再来年まで寄進すべきこと。『幕末御触書集成』一五六七に所収。

(3) 御触

弘化三年二月一日。寺社奉行に本多中務大輔を任ずる旨。本多中務大輔は三河岡崎藩主本多忠民（一八八三没）。

167 規定 状一通

弘化四年（一八四七）二月二三日、加州大乗護国禅寺現住黙如より貼羽州禅林寺壁間宛。当寺本寺である大乗寺より、明峰門下の直翁が開いた道場であり往古より僧録として関三利の憲章を守り配末に法儀を為さしむこと等の七箇条を壁間に掛く規定として示した。実際に「定規」として当寺に掛けられる（その他）6の原本。黙如は、大乗寺（金沢市長坂町ル）五六世冲峯黙如（一八四八没）。

168 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

弘化四年九月。日光道中今市宿につき、

人馬賃銭割増のこと。これまで五カ年にわたり一割五分増であった上に三割増とし、都合四割五分増とする奥書有り。

(2) 御触

弘化四年一〇月。古金銀の通用停止分、本年一〇月まで引替のところ今以て引替残も多くあり、来年一〇月まで引き替えるべきこと。『幕末御触書集成』四一三四に所収。

(3) 御触

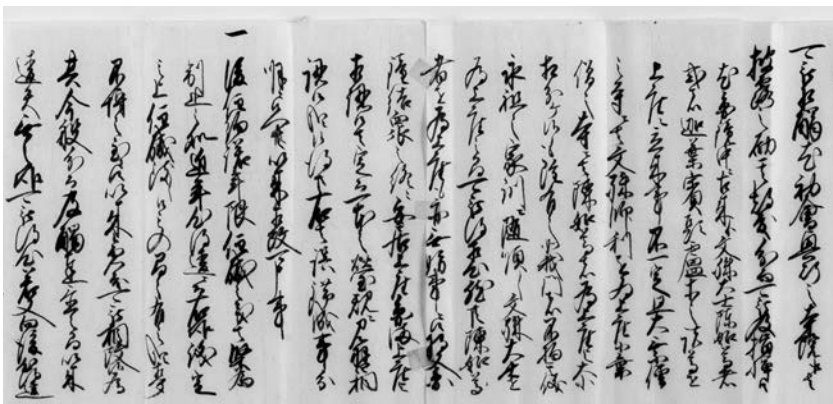
弘化四年一〇月二日。女院大宮、去る一三日崩御により鳴物三日停止のこと。女院大宮は仁孝天皇の女御でのち皇太后となった鷹司禎子（一八四七没）。『幕末御触書集成』一三三六（一）に所収。

(4) 御触

弘化四年一二月。虚無僧について近年宗風猥りになり不法狼藉の者多いことから、入宗致し僧侶人別に成らざる者を弟子することを禁じ、弟子にする節は武家勤仕の者を証人に立てるべきこと。『幕末御触書集成』一五七四に所収。

(5) 御触

弘化四年一二月。中山道美江寺宿 困窮



同右 (中部)

に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五カ
年にわたり一割五分増であったところ三割
増とし、都合四割五分とする奥書有り。
『幕末御触書集成』三三二七(二)に所
収。

(6) 御触

寺社奉行見習として土屋采女正を任ず
る。土屋采女正は、常陸土浦藩主土屋寅直
(一八九五没)。年記はないが、記録によ
れば嘉永元年(一八四八)七月二三日に寺
社奉行見習となり同年一〇月一八日付で寺
社奉行に任じられている。

(7) 御触

(嘉永元年二月)。姫君様御誕生につき
表向き御弘めはせず、御名を鋪姫君と称す
る旨。鋪姫は將軍徳川家慶の三女。『幕
末御触書集成』七〇四に所収。

(8) 御触

嘉永元年三月。年号を嘉永とすること、
支配下寺院に相触れるべき旨。

(9) 関三利達書

嘉永元年四月、羽州仁賀保禅林寺宛。右
公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべ
か。

169 泰巖斯道書状 状一通

(嘉永元年) 仲秋(八月)、大中寺斯道よ
り羽州仁賀保禅林寺宛。大中寺住職の台命を
蒙るにあたっての賀儀方金の礼状。斯道は関
三利の一、栃木市大平町西山田の大中寺四三
世泰巖斯道(一八五二寂)。

170 後住御願□□候事 状一通

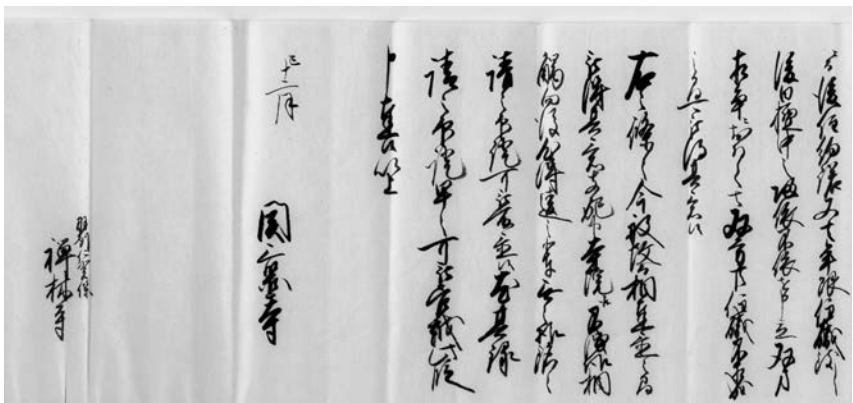
嘉永元年、萬照寺大眞外三名より御本山禅
林寺御役寮宛。破損部が大きく判読不明なる
も、萬照寺大眞移転にあたり、後住を吹浦宿
海禅寺の長老に願う旨。大眞は当寺末の萬照
寺(にかは市象潟町川袋字滝の下)一六世實
英大眞(一八六一寂)。

171 関三利告達 状一通(前欠)

嘉永元年、羽州仁賀保禅林寺宛。武州品川
海晏寺盡雲、江戸市谷松雲寺寛乗ら発起して
本山承陽殿西に同縁殿並びに三基の遺身塔を
建立するに付き本山の免許、関三ヶ寺の許可
により各寺院に護法扶宗の意に住して、結制
初会興行等にあたり高祖真前に覲金を納める
べきこと。

172 「御触写」 状一通(前欠)

以下の御触を巻紙に写す。
(1) 御触



〈文書〉164 告達(尾部)

(嘉永元年) 一〇月。松平和泉守、松平

伊賀守を老中、久世出雲守を西丸老中、内

藤紀伊守を大坂御城代、土屋采女正、松平

紀伊守を寺社奉行にそれぞれ任ずる。松平

和泉守は三河西尾藩主松平乗全(一八七〇

没)、松平伊賀守は信濃上田藩主松平忠固

(一八五九没)、久世出雲守は下総関宿藩

主久世広周(一八六四没)でこのとき出雲

守より大和守に還任の旨。内藤紀伊守は越

後村上藩主内藤信親(一八七四没)、松平

紀伊守は丹波亀山藩主松平信義(一八六六

没)。

(2) 御触

嘉永二年正月二八日。太田摂津守を寺社

奉行見習に任ずる旨。太田摂津守は遠江掛

川藩主太田資功(一八六二没)でのちに嘉

永三年(一八五〇)九月一日付で寺社奉行

に任じられている。

(3) 御触

嘉永二年正月。東海道伏見宿、淀宿、枚

方宿、守口宿困窮に付き人馬賃銭割増のこ

と。これまで五カ年にわたり二割増であつ

たところ一割五分増とし、都合三割五分と

する奥書有り。『幕末御触書集成』三三三

六に所収。

(4) 御触

嘉永二年二月。高野山大塔焼失にあたり

公儀より御寄附当年より三カ年諸国取集勸

化の旨。御府内武家方石以上、以下寺社、

在町その他多少によらず寄進すべきこと。

(5) 関三利達書

嘉永二年三月、羽州仁賀保禅林寺宛。右

公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべ

きこと。関三利鑑司からの副達として永平

寺臥雲大和尚九月二八日付にて勅特賜号を

蒙り一〇月二一日参内の旨、支配下僧侶に

相触れるべきこと。

173 「御触写」 状一通(前欠)

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永二年一〇月。古金銀の通用停止分、

本年一〇月まで引替のところ今以て引替残

も多くあり、来年一〇月まで引き替えるべ

きこと。

(2) 御触

嘉永二年一二月二三日。姫君様、今日よ

り御簾中様と称すべき旨。御簾中様は將軍

徳川家定の二人目の正室となった関白一条

忠良の一四女、一条秀子(一八五〇没)。

(3) 御触

嘉永二年一二月。日光道中中田宿、困窮

に付き人馬賃銭割増のこと。これまで一

〇カ年にわたり一割五分増であったところ

三割増とし、都合四割五分とする奥書有

り。

(4) 関三利達書

嘉永三年三月、羽州仁賀保禅林寺宛。右

公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべ

きこと。

174 「金子受取二付覚」 状一通

嘉永三年五月、平沢駅宿三浦市右衛門外二

名より禅林寺様侍□諸□中様宛。金子請取り

の覚。

175 差上申掛搭証文之事 状一通

嘉永三年(一八五〇)一〇月二三日、雲昌

寺より禅林寺宛。越後種月寺配下西福寺恵連

長老徒恵邦、拙寺衆寮より当寺の掛搭を願

う。掛搭の上、太白院の首座職勤める旨。雲

昌寺はにかほ市象潟町小砂川字砂畑に所在。

また太白院は当寺末でにかほ市象潟町関ウヤ

ムヤの関に所在。

176 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永三年九月。近來西洋字盛んにて蘭書の翻訳流布に臆断・杜撰のものがあることから、書名を長崎奉行に書き出し許を受けけて流布すること。また私に翻訳する者は取り上げ吟味すること。台明が海岸防御心得のために蘭書翻訳するにも書名を認め老中へ届け置き、翻訳ができれば天文方へ差し出すべきこと。『幕末御触書集成』四七二五に所収。

(2) 御触

嘉永三年一〇月。古金銀の通用停止分、本年一〇月まで引替のところが今以て引替残も多くあり、来年一〇月まで引き替えるべきこと。

(3) 御触

嘉永三年一二月。高野山大塔焼失にあたり再建のため、公儀より御寄附昨年より三カ年諸国取集勸化の処、御府内武家方石以上、以下寺社、在町その他多少によらず来年一〇月まで寄進すべきこと。

(4) 御触

嘉永四年（一八五二）正月。播州多田

院、諸堂社、神仏器大破に及び、修復のための助成を二〇カ国並びに京大坂御府内武家方、万石以上、以下家中、在町中、再来年まで三カ年勸化を許されたことから、多少によらず寄進すべき旨支配下に通達すること。

(5) 御触

嘉永四年二月。寺社の神器什物、仏像掛画などを関係と称して他所にはこび見世物や芝居、角力などと同様にして施物を集めることを取り締まるため、見聞次第奉行所にて取調べることに末派に至るまで相触れるべき旨。

(6) 御触

嘉永四年三月。昨年七月一八日、羽州村山郡山形城下薬師町柏山寺にあって任職に危害を加え逃げ去った者の人相書。『幕末御触書集成』五〇四三に所収。

(7) 関三利達書

嘉永四年三月、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

177 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永四年四月。昨年五月九日、浅草元鳥越町にて女性殺害し逃げ去った月雇人の人相書。『幕末御触書集成』五〇四四に所収。

(2) 関三利達書

嘉永四年三月、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

178 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永四年六月。安藤長門守、寺社奉行見習に任ぜらる。安藤長門守は陸奥磐城平藩主安藤信睦（後に信正、一八七一没）。

(2) 御触

嘉永四年七月。山城守卒去に付き、鳴物今二六日より二八日まで停止のこと。普請は苦しからずとのこと。山城守は下野宇都宮藩主の戸田忠温（一八五一没）。

(3) 御触

嘉永四年七月。本年三月二日、羽州村山郡山形城下薬師町柏山寺にあって任職に危害を加え逃げ去った者が召し捕られた旨。

『幕末御触書集成』五〇四五に所収。

(4) 御触

嘉永四年八月。昨年より越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、百石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官小林藤之助、藤方庄一郎方へ案文承け合わせ、同一一月晦日までに納むべき旨。

また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(5) 関三利達書

嘉永四年三月、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

179 書付を以奉願上候事 状一通

嘉永五年(一八五二)二月、龍雲寺雲溪外二名より禅林寺御役寮宛。住職移転につき、後住を光岸寺弟子報昇長老として相統することを願う旨。雲溪は龍雲寺一九世曹嶽雲溪(一八六九寂)。

180 願書 状一通

嘉永五年閏二月三日、秀泉寺鑑寺陽山寺外三名より御本山御役寮宛。当寺末の秀泉寺碩瑞長老、快禅寺に移転に付き後席に龍泉寺泰禅長老としたき旨。碩瑞は秀泉寺(にかほ市畑字石畑)一七世碩瑞秀光(一八七七寂)、泰禅は同一八世泰岳禅山(一八六五寂)。快禅寺も当寺末でにかほ市中三地字堀の内に所在し、碩瑞は二七世。

181 大中寺鑑司書状 状一通(前欠)

嘉永五年閏二月二日、羽州仁賀保禅林寺方丈宛。大中寺宿寺天曉院類焼に対する再建勸化にあたり、当寺が各寺院に助成を願ひ、格別の御丹情に感謝する意を示し、造作の困難なるに更なる助成を願う旨。

182 「御触写」 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永四年二月。当年九月一二日、信州高井郡坂田村にて計四人を殺害逃亡した者の人相書。『幕末御触書集成』五〇四六に所収。

(2) 御触

嘉永五年(一八五二)七月。昨年一二月

一七日、前項の信州高井郡坂田村にて計四人を殺害逃亡した者が召し捕らえられたこと。『幕末御触書集成』五〇四七に所収。

(3) 関三利達書

嘉永五年八月、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

183 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永五年二月。当年一月三日、一人を殺害、一人に疵を負わせて逃亡した者の人相書。『幕末御触書集成』五〇四九に所収。

(2) 関三利達書

嘉永五年二月三日、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

184 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永五年一〇月。古金銀の通用停止分、本年一〇月まで引替のところ今以て引替残も多くあり、来年一〇月まで引き替えるべ

きこと。『幕末御触書集成』四一四六に所収。

(2) 御触

嘉永五年一〇月。唐物抜荷について兎角不正の売買少なからず、嚴重に取締るとし、唐船入津、出帆の節に猥りに逗留したり、陸地の旅人であっても怪しき風体の者がいれば子細尋ね奉行所へ届け出ること。『幕末御触書集成』五〇七五に所収。

(3) 御触

嘉永五年一二月。右大將様、御本丸へ還る即日、西丸に御移徒のこと。右大將様は徳川家定。

(4) 御触

嘉永六年（一八五三）正月二七日。紀伊一位殿逝去に付き、普請今日一日停止のこと。鳴物は七日停止のこと。紀伊一位殿は紀伊紀州藩主の徳川治宝（一八五二没）。

(5) 関三利達書

嘉永六年三月二九日、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

185 関三利鑑司触 状一通（断簡）

（嘉永六年九月）。大中寺御後席は当月五

日、薩州福昌寺無著和尚に仰せつけらるとのこと。無著和尚は福昌寺（鹿児島県薩摩川内市向田町）六八世の無著素宗（一八六六寂）。

186 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永六年七月。質素儉約に付き、諸大名より老中・若年寄への三季祝儀、暑寒見舞並びに年中御礼事などの祝物、時候見舞の贈物など無用のこと。『幕末御触書集成』四〇五九に所収。

(2) 御触

嘉永六年八月。普請は来る一三日より御免の事。『幕末御触書集成』一三二五に所収。

(3) 御触

嘉永六年八月一七日。長吉郎殿御病気の処、御養生叶わず、昨夜御逝去。御機嫌伺に及ばず普請・鳴物も御構い無しとのこと。長吉郎は將軍徳川家慶の一四男。『幕末御触書集成』一三二六に所収。

(4) 御触

嘉永六年八月。公方様御院号、慎徳院様

と称する旨。慎徳院は本年六月二日に死去した將軍徳川家慶。

(5) 御触

嘉永六年九月。鳴物、明一三日より御有免のこと。

(6) 御触

嘉永六年九月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、また下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川の国役普請には百石に付き銀二九匁九分ずつ掛かること、また越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請には、百石に付き銀十一匁八分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官佐々木道太、松永善之助方へ案文承け合わせ、同一月晦日まで納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(7) 御触

嘉永六年九月一六日。内藤紀伊守、本丸老中に任ぜられる旨。内藤紀伊守は越後村上藩主内藤信親（一八七四没）。

(8) 関三利達書

嘉永六年九月二九日、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

187 副達 状一通（後欠）

（嘉永六年）。近年羽州由利郡寺院、猥りに江湖会を興行していることから、天保二三年より明年夏安居まで由利郡において、たとい円鏡の証書有るとも関録寺の免牘持たざるものは首座に相立てざることを。

188 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

嘉永六年一〇月。来る二二日より上様西丸御逗留、相い止む事。上様は当年一〇月二三日、征夷大將軍に任ぜられる徳川家定（一八五八没）。

(2) 御触

（嘉永六年一〇月カ）。近来寺社修復助成の願出少なからずも、勅化の先例年限に

至り修復しないことがある。兎角御崇敬筋を申立て不可能事を願い立てるのではなく、公儀の質素儉約の儀にならない勅化の年限中は各々戒業を守り学徳兼備の上、勤行等怠慢無く寺社を守護すべきこと。

(3) 御触

嘉永六年一二月。古金銀の通用停止分、本年一〇月まで引替のところ今以て引替残も多くあり、来年一〇月まで引き替えるべきこと。『幕末御触書集成』四一四八に所

取。

(4) 御触

嘉永六年一二月。上様將軍宣下により公方様と称すべきこと。

(5) 御触

嘉永六年一二月。公方様御名を家定公と改めるとのこと。將軍宣下にあたり家祥から家定に改名する。

(6) 御触

嘉永六年一二月。世上通用のため、南鐐上銀（二朱銀）を一朱銀として吹立のこと。これにより一朱銀一六をもって金一兩として引替のこと。『幕末御触書集成』四一四九に所収。

(7) 御触

嘉永七年（一八五四）正月。世上通用のため、吹立した一朱銀を来る二四日より通用するので、差別無く取引して通用に差滞無き旨。『幕末御触書集成』四一五〇に所取。

(8) 関三利達書

嘉永七年二月三日、羽州仁賀保禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべきこと。

189 「差上申世寿法臘時代書之事・差上申寺例証文之事等」 一綴

以下(1)〜(8)をこよりで綴る。

(1) 願書 状一通

嘉永五年（一八五二）二月、快禅寺鑑寺前川村耕伝寺外三名より御本山御役寮宛。天巖長老、移転のため、後席に秀泉寺碩瑞長老を願う旨。天巖は当寺末の快禅寺二六世天巖祖明（一八八五寂）。碩瑞は当寺末の秀泉寺一七世碩瑞秀光（一八七七寂）。耕伝寺も当寺末でにかほ市前川字沖ノ免に所在。

(2) 乍恐奉願上候 状一通

嘉永五年閏二月、龍泉寺外三名より御本

山御役寮宛。拙僧今般、畑村秀泉寺に移転のため、後席に雲昌寺衆寮字道長老を願う旨。龍泉寺は当寺末にかほ市象潟町大砂川字菅に所在し、移転するのは二九世泰岳玄寧（一八六四寂）カ。

(3) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

嘉永五年四月、大砂川龍泉寺學道より御録山禅林寺御役寮宛。龍泉寺三〇世となった單禪學道（未詳）の経歴等を詳しく記す。

(4) 差上申寺例証文之事 状一通

嘉永五年四月、大砂川村龍泉寺學道外三名より御本山御役寮宛。平生の勤行怠慢にせず、境内山林竹木を猥りに伐採することや、寺附の田畑や祠堂金、常什物を帳面の通り請け取る、医術卜筮など俗家渡世の非業をしないことなど、住持するにあたって種々の契約を列記する。

(5) 奉願口上書之事 状一通

嘉永六年正月一七日、太白院関苗外五名より禅林寺御役寮宛。病氣快方に向かわず隠居を願ひ、後席に嗣法の弟子大樹長老を願う旨。関苗は当寺末の太白院一三世祖峯関苗（一八六七寂）であり、後席の大樹長

老は、同一四世祖山大樹（一八八二寂）。

(6) 願書 状一通

嘉永六年八月、高昌寺豊寿より御本山御役寮宛。年来多病に付き檀中とも内談の上、住職を退栖することを願う旨。豊寿は

にかほ市三森字浜田の当寺末高昌寺二五世玉山豊寿（一九〇一寂）。

(7) 御願奉申上候事 状一通

嘉永七年八月三日、龍泉寺學道外三名より禅林寺御役寮宛。拙僧今般畑村秀泉寺に移転に付き、後席には慶祥寺隠居天巖長老を願う旨。學道は秀泉寺一九世學道湛禪（一八六五寂）。天巖は由利本荘市前郷字寺の下の慶祥寺二八世天岩祖明（一八八五寂）。

(8) 指上申世寿法臘時代書之事 状一通

嘉永七年二月、出羽由利郡関村太白院祖山より関御三箇寺御役者中。太白院一四世となった祖山大樹の経歴等を詳しく記す。

190 書附一札之事 状一通

嘉永七年八月二日、鑑寺耕伝寺外二名より大潮高和尚宛。快禅寺碩瑞和尚、高建寺に移転に付き、後住に大潮高和尚を願う旨。碩瑞は快禅寺二七世で、由利本荘市矢島町立石

字上野の高建寺一七世となる碩瑞秀光。大潮は快禅寺二八世巨海大潮（一八八七寂）。

（以上資料解題 委員 松田陽志）

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を希望する場合には、お問い合わせの上、所定の書式によって申請してください。

○お問い合わせ先

〒一五四―八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX ○三―六四三二―一五一